

健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。
第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（特定施設）

第三条 法第二十五条の四第四号イの政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（専ら同法第九十七条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校（二十歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校（二十歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 二 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十四条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第三号に規定する職業能力開発大学校及び同法第二十七條第一項に規定する職業能力開発総合大学校
- 四 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）第十二条第一項第五号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設
- 五 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二十四号）第十一条第一項第一号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（二十歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 六 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号に規定する施設
- 七 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第三十三条の二に規定する陸上自衛隊高等工科学校
- 八 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第九十二条に規定する航空保安大学校並びに同令第二百五十四条に規定する海上保安大学校及び海上保安学校

健康増進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣

安倍

晋三

政令第二十七号

健康増進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、健康増進法（平成十四年法律第一百三十三号）第二十五条の四第四号イの規定に基づき、この政令を制定する。

九 前各号に掲げるもののほか、二十歳未満の者が主として利用する教育施設として厚生労働省令で定めるもの

十 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所

十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十二項に規定する薬局

十二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院

十三 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する難病相談支援センター

十四 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設

十五 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第六項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業及び同条第十三項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設並びに同法第五十九条第一項に規定する施設（同法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものを除く。）

十六 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター

十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園

十八 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第八条第一項に規定する少年院及び少年鑑別所

附 則

この政令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三